

目 次

◎開会・開議の宣告	3
◎議席の指定	3
◎会議録署名議員の指名	4
◎会期の決定	4
◎諸般の報告	4
◎議長の選挙	6
◎議案第1号の提案理由説明	9
◎議案第1号の質疑、討論及び表決	9
◎議案第2号及び第3号の提案理由説明	10
◎議案第2号の質疑、討論及び表決	12
◎議案第3号の質疑、討論及び表決	14
◎議案第4号の提案理由説明	15
◎議案第4号の質疑、討論及び表決	16
◎議案第5号の提案理由説明	17
◎議案第5号の質疑、討論及び表決	17
◎議案第6号及び議案第7号の提案理由説明	18
◎議案第6号の質疑、討論及び表決	19
◎議案第7号の質疑、討論及び表決	20
◎議案第8号及び議案第9号の提案理由説明	21
◎議案第8号の質疑、討論及び表決	23
◎議案第9号の質疑、討論及び表決	24
◎議案第10号及び議案第11号の提案理由説明	27
◎議案第10号の質疑、討論及び表決	32
◎議案第11号の質疑、討論及び表決	34
◎発議案第1号及び発議案第2号	39
◎閉会・閉議の宣告	41

令和2年盛岡北部行政事務組合議会第1回定例会会議録						
告示年月日	令和2年1月21日					
招集年月日	令和2年2月25日					
招集の場所	八幡平市西根総合支所					
開閉会の日時 及び宣告	開会	令和2年2月25日 14時01分			副議長	工藤隆一
	閉会	令和2年2月25日 16時32分			議長	山崎邦廣
開議の月日	2月25日	開議14時01分		散会16時32分		
応招（不応招） 議員及び出席 並びに欠席議員 出席13名 欠席0名 欠員0名 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席 × 不応招 公▲ 公務欠席	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	工藤健一	○	10	姉帯春治	○
	2	大畑正二	○	11	福士範美	○
	3	工藤多弘	○	12	横澤稔秋	○
	4	勝又安正	○	13	瀧本秀雄	○
	5	北口功	○			
	6	工藤隆一	○			
	7	高橋悦郎	○			
	8	近藤聖	○			
	9	山崎邦廣	○			

会議録署名議員	7 番	高橋 悦郎	8 番	近藤 聖
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職・氏名	管 理 者 八幡平市長	田 村 正 彦	事 務 局 長	小山田美恵子
	副 管 理 者 葛 卷 町 長	鈴 木 重 男	事 務 局 長 補 佐	伊 藤 純 子
	副 管 理 者 岩 手 町 長	佐々木 光司	事 務 局 長 補 佐	伊 藤 弘 悦
	副管理者(代理) 盛岡市環境部長	菅 原 英 彦	係 長	佐々木 聡子
	副 管 理 者 八幡平市副市長	岡 田 久	係 長	立 花 裕
	会 計 管 理 者 八幡平市会計管理者	菅 野 美 津 子		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙議事日程に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開会 14 : 01)

◎ 開会・開議宣告

副 議 長 (工藤隆一君)

ただ今から、令和2年盛岡北部行政事務組合議会第1回定例会を開会いたします。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定によって、当職が議長の職務を行います。

ただ今の出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

◎議席の指定

副 議 長 (工藤隆一君)

日程第1、指定第1号議員の議席を定めることについてを行います。

任期満了による葛巻町議会議員の改選に伴い、本年1月20日開催された葛巻町議会臨時会において、当組合議員として、近藤聖君、山崎邦廣君、姉帯春治君が選出された旨、当組合同規約第10条第2項の規定に基づき、葛巻町町長から報告がありました。

議席の指定は、当組合議会会議規則第4条第1項の規定により当職から指定いたします。

議席番号8番は近藤聖君、議席番号9番は山崎邦廣君、議席番号10番に姉帯春治君を指定いたします。

ここで、新たに選出されました近藤聖君、山崎邦廣君、姉帯春治君から、順次自己紹介をお願いいたします。

議 員 (近藤聖君)

8番、葛巻町町議会、近藤聖です。一生懸命やらさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議 員 (山崎邦廣君)

葛巻町議会選出の山崎邦廣でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

議 員 (姉帯春治君)

10番、姉帯春治でございます。また来ましたのでよろしくお願いいたします。

副 議 長（工藤隆一君）

以上で、日程第1を終わります。

◎会議録署名議員の指名

副 議 長（工藤隆一君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、当組合議会会議規則第49条の規定により当職から指名いたします。

会議録署名議員には、7番高橋悦郎君、8番近藤聖君を指名いたします。

◎会期の決定

副 議 長（工藤隆一君）

日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

副 議 長（工藤隆一君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

副 議 長（工藤隆一君）

日程第4、諸般の報告を行います。

監査委員からの例月現金出納検査並びに定期監査の結果報告については、第1回定例会資料と共に配布をもって報告といたします。

次に、管理者より報告を求めます。管理者、田村八幡平市長。

管 理 者（田村正彦君）

議員各位におかれましては、日頃から、当組合の業務運営に格別なるご支援、ご協力を賜っておりますことに対し、改めて心から感謝を申し上げます。

また、各構成市町におきましての3月定例議会を控え、何かとご多用のとは

る、ご出席を賜り、重ねて感謝申し上げます。

そして、また先程ご紹介いただいた葛巻議会の先般の改選によりまして、新たに葛巻町の近藤聖議員をお迎えすることとなりました。改めてよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、令和2年盛岡北部行政事務組合議会第1回定例会にあたりまして、昨年10月29日開催の令和元年盛岡北部行政事務組合議会第2回定例会以降の当組合の主な動きについてご報告を申し上げます。

始めに、し尿処理施設の状況でございます。

今年度、当初予算で予定いたしておりました修繕につきましては、全て修繕が完了しております。また、年度内に発生した故障による修繕12件につきましても、すべて完了済みでございます。

昨年12月末までのし尿処理状況でございますが、総搬入量は、前年同期より1,231キロリットルの減となっております。その量は、2万3,464キロリットルで、率にして5.0%の減少となっております。内訳といたしまして、生し尿は、1,206キロリットルの減、率にして6.8%の減となっており、浄化槽汚泥は25キロリットル、0.4%の減となっております。

1月末までの収集件数は、前年同期より1,206件減の2万5,636件で、率にいたしまして4.5%の減少となっております。

昨年度の「し尿等の処理のありかた検討会」の会議におきまして、維持管理による延命化を進めるということで結論がまとまりました。このことから、処理工程において一番負荷の度合いが大きいと考えられます第一攪半槽の防食補修を行うことで、機能維持が可能であるとのことから、来年度、補修を実施する予定といたしているものでございます。今後も、施設の維持管理を計画的に実施していき、し尿処理事業の安定的な運営を図ってまいります。

次に、介護保険事業の状況でございます。

本年1月末現在における管内の第1号被保険者数は、前年同期と比較しますと、31名増加の1万7,954名でございますが、要介護認定者数は13名減の3,731名、サービス利用者数は57名減の2,991名とそれぞれ減少いたしております。

この要因といたしまして、当組合管内の高齢者人口は、既に減少傾向にあります。前年同期10月と比較いたしますと、164名減少いたしております。このように高齢者人口が減少したことによりまして、サービス利用者数の減になったものと考えております。

介護給付費を見ますと、12月利用分までの介護給付費総額は、52億1,583万円となっております。前年同期と比較しますと、9,734万円、1.9%の増となっております。また、1か月あたりの平均給付費は、5億2,100万円

となっております、前年同期と比較いたしまして、973万円の増となっております。

本年度当初予算における給付費は64億5,421万円を計上いたしております。前年度当初予算比較で2.8%増を計上いたしております。現在までの当初予算額に占める給付額の割合は、80.8%となっております。ほぼ計画どおり推移いたしておりますが、今後の給付費の推移を見極めながら、介護保険事業の運営を行ってまいりたいと考えております。

去る12月16日に、第7期介護保険事業計画に位置付けております、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、医療・介護連携を推進するため、本組合が連携拠点となりまして、地域で抱える課題の情報を共有しながら、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、それぞれの地域の実情に合った切れ目のない医療と介護サービスの一体的な提供に向けて、多職種による連携推進を図りながら、事業を進めていくため、在宅医療・介護連携推進協議会を設立いたしております。

さて、来年度、令和2年度は、第8期介護保険事業計画の策定年度でございます。介護サービス等提供見込量の算出に伴う、地域や高齢者の課題等をより的確に把握するため、構成市町の協力を頂きながら、意向調査を1月に実施したところでございます。現在、意向調査について、集計作業を鋭意進めているところでございます。

介護給付費の増加は全国的な傾向でございます。今後の給付費の増加に対応していくため、介護保険制度の維持や財源確保など、国への要望等と併せて、引き続き構成市町と連携を図りながら介護保険事業の運営に努めて参る所存でございます。

本日の定例会には、条例の制定を含め、議案11件をご提案申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。諸般の報告とさせていただきます。

副 議 長（工藤隆一君）

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議長の選挙

副 議 長（工藤隆一君）

日程第5、選挙第1号議長の選挙を議題といたします。

選挙の方法には、指名推薦と投票による方法等がありますが、いかなる方法により選挙すべきかお諮りいたします。

どのような方法がよろしいでしょうか。

10番姉帯春治君。

議 員（姉帯春治君）

指名推選でお願いします。

副 議 長（工藤隆一君）

ただいま、10 番姉帯春治君より指名推選という発言がありました。
お諮りします。

10 番姉帯春治君の発言のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(全議員異議なしの声)

副 議 長（工藤隆一君）

異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。
ここで、暫時休憩いたします。

恐れ入りますが、組合事務局長、総務係長を除き、組合当局及び傍聴人の
方々は退場願います。

(休憩 14 : 16)

(再開 14 : 20)

副 議 長（工藤隆一君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、どなたか指名推選について発言ありませんか。
10 番姉帯春治君。

議 員（姉帯春治君）

葛巻町の山崎邦廣さんをお願いしたいと思います。

副 議 長（工藤隆一君）

ただいま、10 番の姉帯春治君より 9 番山崎邦廣君を推薦する発言がありま
した。

他に、どなたか指名推薦する方はありませんか。
(なしの声)

副 議 長（工藤隆一君）

お諮りいたします。

ただいま、指名のありました9番山崎邦廣君を当選人とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副 議 長 (工藤隆一君)

異議なしと認めます。よって、盛岡北部行政事務組合議会議長に9番山崎邦廣君が当選いたしました。

ただいま議長に当選されました山崎邦廣君が議場におられます。

会議規則第17条の9第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長当選の承諾及びご挨拶をお願いいたします。

議 長 (山崎邦廣君)

山崎でございます。

この度、盛岡北部行政事務組合議会議長に引き続き選出いただきました。

当組合の円滑な事業の推進に貢献できますよう努めてまいります。

よろしくどうぞお願いいたします。

副 議 長 (工藤隆一君)

ありがとうございました。

以上で、日程第5が終わりましたので、議長席を退席させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

それでは、山崎邦廣議長は、議長席にお着き願います。

(副議長、議長と交代)

議 長 (山崎邦廣君)

これから議長を務めさせていただきます。よろしくどうぞお願い申し上げます。お知らせいたします。

当組規約第3条に規定する、組合の共同処理する事務のうち、介護保険事業に関する事務につきましては、八幡平市、葛巻町及び岩手町の1市2町で行われ、盛岡市は除かれておりますことから、これらの議案審議に当たりましては、組規約第10条の2の規定により、盛岡市を除く関係議員のみでの議決となっております。

このことから、介護保険事業に関する議案審議、議案第8号、議案第10号につきましては、盛岡市を除く関係議員のみでの議決となりますことから、質疑、討論及び表決に加わることはできません。

また、申し合わせ事項によりまして、盛岡市選出の議員は、退席しないで議席に残ったままで、議席の氏名票を倒す形で進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

◎議案第1号の提案理由説明

議 長（山崎邦廣君）

日程第6、議案第1号盛岡北部行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副管理者、岡田八幡平市副市長。

副管理者（岡田久君）

ただいま山崎議長さんから上程いただきました議案につきまして提案の理由を申し上げます。

なお、人事案件でございますので、内容につきましてもご説明をさせていただきたいと思っております。

議案第1号盛岡北部行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、盛岡北部行政事務組合の識見を有する監査委員である小野寺浩は、令和2年3月31日をもって任期が満了になるので、再び同人を選任することについて、議会の同意を得ようとするものでございます。

（内容については省略）

平成28年4月から盛岡北部行政事務組合の選任の識見を有する監査委員として就任しておられる次第でございます。今回任期満了になりましたことから、再び同人をお願い申し上げるものでございます。当議案につきましてよろしくご審議をくだされまして、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

◎議案第1号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

提案理由及び内容の説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 (山崎邦廣君)

討論なしと認めます。

これより、議案第1号を採決します。

議案第1号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 (山崎邦廣君)

起立全員です。

よって、議案第1号盛岡北部行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第2号及び議案第3号の提案理由説明

議 長 (山崎邦廣君)

日程第7、議案第2号盛岡北部行政事務組合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び日程第8、議案第3号盛岡北部行政事務組合第2号会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副管理者、岡田八幡平市副市長。

副管理者 (岡田久君)

引き続きまして、議案第2号でございます。盛岡北部行政事務組合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例でございます。

提案理由でございますが、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規定を設けるため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、議案第3号でございます。盛岡北部行政事務組合第2号会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例でございます。

提案理由でございますが、第2号会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規定を設けるため、この条例を定めようとするものでございます。

なお、内容につきましては、事務局長をしてご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (山崎邦廣君)

提案理由の説明が終わりました。

内容の説明を求めます。小山田事務局長。

事務局長（小山田美恵子君）

議案第2号盛岡北部行政事務組合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び、議案第3号盛岡北部行政事務組合第2号会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例について、内容をご説明申し上げます。

議案第3号の最後のページになりますけれども、参考資料の方をご覧いただきたいと思っております。

今回の条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴いまして、これまでの臨時任用職員等を、会計年度任用職員制度へ移行するために、給与や報酬等に関して必要な事項を定めようとするものでございます。

条例の内容（1）でございましてけれども、こちら議案第2号で規定する第1号会計年度任用職員に関する事項でございまして。

この第1号会計年度任用職員とは、先程副管理者が申しあげましたけれども、改正後の地方公務員法に掲げる第1号のことでございまして、常勤職員に比べまして、1週間の勤務時間が短い、いわゆるパートタイム職員に係る部分でございまして。

アでは、給料に相当する報酬としての部分を定めるものでございまして、イにつきましては、特殊勤務報酬・時間外勤務報酬等を定めるものでございまして。ウでは、通勤に要する費用弁償を支給するというものでございまして。

（2）は、第2号会計年度任用職員に関する事項でございまして、こちらの方は、第1項第2号に掲げる職員のこと、1週間の勤務時間が、常勤職員と同じ、いわゆるフルタイム職員のことを指してございまして。第2号会計年度任用職員につきましても、アについては、給与に関する事、イにつきましては、初任給調整手当、地域手当、通勤手当等の支給についてでございまして。（3）の部分につきましては、共通事項といたしまして、期末手当を常勤職員と同等の支給割合で支給するというものでございまして。

なお、条例の施行期日は、いずれも令和2年4月1日でございまして。

以上で、議案第2号、第3号の内容説明を終わります。

◎議案第2号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

内容の説明が終わりました。

それでは、これより議案第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。
7番、高橋悦郎君。

議 員（高橋悦郎君）

このいわゆるパートタイム職員、それからフルタイム職員、現在この職員は、当組合には何人いらっしゃるのか、性別ごとに伺いたいと。それから4月1日からの施行をする場合、この1号、2号それぞれどのように変化していくのかも伺いたいと思います。

議 長（山崎邦廣君）

小山田事務局長。

事務局長（小山田美恵子君）

ただいまの臨時の職員でございますけれども、男性が2名、女性が4名でございます。令和2年4月1日からの内容でございますけれども、いずれも第1号会計年度任用職員を予定してございます。

議 長（山崎邦廣君）

高橋悦郎君。

議 員（高橋悦郎君）

先のところを聞き漏らしたんですけれども、第2号の職員、いわゆるフルタイム職員しか今現在はいないということだったのでしょうか。

議 長（山崎邦廣君）

事務局長。

事務局長（小山田美恵子君）

男性2名の方はフルタイムでございます、女性4名のうち3名は現在もフルタイム勤務ではございませんで、1日の勤務が短いパートタイム職員となっております。

議 長（山崎邦廣君）

高橋悦郎君。

議 員（高橋悦郎君）

そうするとですね、全員が第1号の任用職員になりますよという答弁だったんですけれども、いわゆる全員がパートタイム職員になると。4月1日から、という認識でよろしいのでしょうか。八幡平市の条例に則ってということですので、その内容は分かるんですけれども、そうしますと、月額給料が変わってきます。年額、今度は期末手当も出るということですので、それも変わってくるわけですが、その辺の中身も説明していただきたいと思います。

議 長（山崎邦廣君）

小山田事務局長。

事務局長（小山田美恵子君）

いずれの職員につきましても、3名のパートタイムの職員を除きまして、常勤でいらっしゃる方々につきましては、週4日勤務というふうになるんですけれども、時給換算で申し上げますと、今現在よりも上がるということになってございます。

議 長（山崎邦廣君）

岡田副管理者。

副管理者（岡田久君）

今事務局長が申しあげましたとおり、この会計年度任用職員につきましては、全国的に危機感といたしまして、前よりも単価が低くなるんじゃないかという懸念が、方々で、議会で質問されているようでございます。そこで、悪法といいますか、悪く改正するということは、職員の方のモチベーションが下がってまいりますし、ある程度意欲を持ってやっていただくためには単価を安くしてはならないというふうなことで考えておるところでございます。

ただ、フルタイムないしはパートタイムにつきましては、勤務時間との関係もございまして、勤務時間との関係もありますので、一概に多くなるとか低くなるということについては、こうだということは、個々に照らし合わせなければ申し上げられないところなんですけれども、今回新たに期末手当の制度がこれに加味されるようになりますので、最初の令和2年度は、期末手当は期間率が6か月等には満たないことから、その2か月間の期間でもって期末手当は支給になるわけなんですけれども、いずれ12月、ないしは翌年の4月、辞令が出ている段階で引き続いて雇用されておれば、今までよりも年間の報酬といいますか、給料の月額は多くなるというふうなことで考えており、一時はある意味では下がる可能性も出てくるかもしれないんですが、なるべ

くそのようなことが無いように前歴換算等をきちっとしてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議 長（山崎邦廣君）

他に質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（山崎邦廣君）

起立全員です。

よって、議案第2号盛岡北部行政事務組合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

次に、議案第3号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。
議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 (山崎邦廣君)

起立全員です。

よって、議案第3号盛岡北部行政事務組合第2号会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の提案理由説明

議 長 (山崎邦廣君)

日程第9、議案第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副管理者、岡田八幡平市副市長。

副管理者 (岡田久君)

議案第4号について申し上げます。議案第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。なお、内容につきましては、事務局長をしてご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

議 長 (山崎邦廣君)

提案理由の説明が終わりました。

内容の説明を求めます。小山田事務局長。

事務局長 (小山田美恵子君)

議案第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について内容のご説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴いまして、第1条盛岡北部行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正及び、第2条盛岡北部行政事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、それぞれ所要の整備を行おうとするものでございます。

大きな改正点につきましては、1枚おめくりいただきまして新旧対照表をご覧いただきたいと思います。これまで非常勤の特別職の職員でありました、介護認定調査員を削除するものでございます。なお、来年度からは、介護認定調査員につきましては、身分が第1号会計年度任用職員に移行となりますことから、第1号会計年度任用職員の条例に基づくこととなるものでございます。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

◎議案第4号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

内容の説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（山崎邦廣君）

起立全員です。

よって、議案第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の提案理由説明

議 長（山崎邦廣君）

日程第10、議案第5号盛岡北部行政事務組一般職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副管理者、岡田八幡平市副市長。

副管理者（岡田久君）

次に議案第5号でございます。盛岡北部行政事務組合一般職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、組合職員の給与及び旅費に関し、所要の整備をしようとするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長（山崎邦廣君）

提案理由の説明が終わりました。

内容の説明を求めます。小山田事務局長。

事務局長（小山田美恵子君）

議案第5号盛岡北部行政事務組合一般職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について内容のご説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴いまして、会計年度任用職員の条例整備をするにあたりまして、条例の文言等について所要の整備を行おうとするものでございます。

以上で、議案第5号の内容説明を終わります。

◎議案第5号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

内容の説明が終わりました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長（山崎邦廣君）

起立全員です。

よって、議案第 5 号盛岡北部行政事務組合一般職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 号及び議案第 7 号の提案理由説明

議 長（山崎邦廣君）

日程第 11、議案第 6 号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて及び日程第 12、議案第 7 号岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副管理者、岡田八幡平市副市長。

副管理者（岡田久君）

議案第 6 号でございます。岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、令和 2 年 3 月 31 日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴いまして、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、岩手県市町村総合事務組合同規約において所要の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第 7 号でございます。岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、前議案同様、令和 2 年 3 月 31 日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、退職手当の支給に関する事務に係る財産処分を行おうとするものでございます。以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（山崎邦廣君）

提案理由の説明が終わりました。

内容の説明を求めます。小山田事務局長。

事務局長（小山田美恵子君）

議案第 6 号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについての内容のご説明を申し上げます。

令和2年3月31日をもちまして盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴いまして、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、規約から盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合を除こうとするものでございます。

以上で、議案第6号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第7号岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについての内容をご説明申し上げます。

先程申し上げました盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が、岩手県市町村総合事務組合の常勤職員の退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除かれることに伴いまして、これまで同組合が納付しました退職手当負担金総額から、同組合が退職した職員に支給した退職手当総額を除いた額のうち、事務の共同処理をしていない盛岡市には持ち分を還付しまして、事務の共同処理を行っている矢巾町の持ち分につきましては、岩手県市町村総合事務組合に帰属させようとするものでございます。

以上で、第7号の内容説明を終わります。

◎議案第6号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

内容の説明が終わりました。

それでは、これより議案第6号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（山崎邦廣君）

起立全員です。

よって、議案第6号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

次に、議案第7号について質疑を行います。
質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。
これより、議案第7号を採決します。
議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（山崎邦廣君）

起立全員です。
よって、議案第7号岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。
ここで、暫時休憩いたします。
15時10分まで休憩いたします。

（休憩 14：52）

（再開 15：10）

◎議案第8号及び議案第9号の提案理由説明

議 長（山崎邦廣君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
日程第13、議案第8号令和元年度盛岡北部行政事務組合一般会計補正予算

(第2号)及び日程第14、議案第9号令和元年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計補正予算(第2号)を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副管理者、岡田八幡平市副市長。

副管理者(岡田久君)

次に、議案第8号について提案理由の説明を申し上げます。1枚お開きいただきまして、A4の横長でございます。令和元年度盛岡北部行政事務組合一般会計補正予算(第2号)でございます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,260万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,518万4,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第9号でございます。1枚お開きいただきまして、議案第9号令和元年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計補正予算(第2号)でございます。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入及び歳出予算の総額からそれぞれ2,593万6,000円を減額し、歳入及び歳出予算の総額をそれぞれ68億9,034万2,000円にしようとするものでございます。なお、内容につきましては、事務局長をして申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議 長(山崎邦廣君)

提案理由の説明が終わりました。

内容の説明を求めます。小山田事務局長。

事務局長(小山田美恵子君)

議案第8号令和元年度盛岡北部行政事務組合一般会計補正予算(第2号)について内容のご説明を申し上げます。

予算に関する説明書の6ページをお開き願います。歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目盛岡北部行政事務組合負担金でございますが、歳出の衛生費及び介護保険費の歳出予定額が確定したことによりまして、1,273万3,000円を減額補正しようとするものでございます。

7ページをお開き願います。歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

3款衛生費、1項清掃費、2目し尿処理費、1,530万7,000円を減額補正しようとするものでございます。

11節 需用費でございますが、し尿処理施設に使用する苛性ソーダ、硫酸バンド等の薬剤単価の入札による減額及び使用量の精査による減額、重油及び

電気料金につきましては、歳出見込みの精査によります減額、修繕料は、機器類定期修繕業務、オゾン発生装置定期修繕、ポンプ等改修修繕の入札による減額でございます、合わせて917万9,000円の減額となっております。

13節 委託料 は、活性炭入れ替え業務委託、焼却施設排ガス等測定分析業務等、5事業の入札等による減額でございます。合わせて612万8,000円の減額となっております。

以上で、議案第8号の内容の説明を終わります。

続きまして、議案第9号令和元年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計補正予算（第2号）についての内容の説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算書の予算に関する説明書6ページをご覧ください。歳入の主なものについてご説明申し上げます。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は、第7期計画での収納率より若干高めの99.4%を見込みまして、2,991万8,000円を増額し、11億9,015万7,000円を収納予定額としようとするものでございます。

次に、2款1項1目盛岡北部行政事務組合負担金、2節介護給付費負担金、3節地域支援事業費負担金、4款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金、7ページの4款2項2目地域支援事業交付金、5款支払基金交付金、6款県支出金につきましては、第7期計画で想定していたよりも、地域支援事業が伸びてきているために、保険給付費を減額いたしまして、地域支援事業費へ2,000万円を移行したことによりまして、それぞれの負担割合による増減となっております。

6ページに戻っていただきまして、下段の4款国庫支出金、2項1目調整交付金でございますが、これは交付見込額の減によりまして、3,978万5,000円の減額補正を行おうとするものでございます。

7ページをご覧ください。上から2つ目の4目保険者機能強化推進交付金でございますけれども、こちらは交付金の確定による増額でございます。

11ページをご覧ください。8款繰入金、2項1目低所得者保険料軽減繰入金でございますが、当初予算で見込んでいたよりも、軽減対象者が増えるという見込みで、16万7,000円を一般会計から繰り入れするものでございます。

9ページをお開きください。歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1款総務費、2項2目認定調査等費5万6,000円の減は、精査による減額でございます。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費1,373万9,000円は、精査による減、2目施設介護サービス給付費3,025万6,000円の減額は、11ページの3款地域支援事業費、1項1目及び2目の予算に不足を生じる恐れがあるために、保険給付費の減額分のうち2,000万円を財源といたしまして、

それぞれ1,700万円、300万円の増額を行うものでございます。

10ページに戻りまして、2款5項特定入所者介護サービス等費につきましては、752万円の減となっております、こちらは精査によるものでございます。

12ページの4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金に643万3,000円を増額しまして、7,313万1,000円にしようとするものでございます。

なお、補正額が0と付いております補正予算でございますけれども、こちらの方につきましては、財源内訳の変更によるものでございます。

以上で議案第9号の内容説明を終わります。

◎議案第8号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

内容の説明が終わりました。

それでは、これより議案第8号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（山崎邦廣君）

起立全員です。

よって、議案第8号令和元年度盛岡北部行政事務組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

次に、議案第9号について質疑を行います。

質疑ありませんか。
7番、高橋悦郎君。

議 員（高橋悦郎君）

8ページの繰入金、低所得者保険料軽減繰入金ということで、ここは16万7,000円ということで大きな金額ではないですけれども、先程全員協議会の中でも説明いただきましたが、これは消費税の引き上げに伴って、第1段階から第3段階までの対象の方の保険料を国が軽減するというところで設けた項目です。それで、金額については全協のところでも詳しく説明いただきました。この税額についてちょっと確認をしたいと思います。私が調べてみましたら、税額もかなり変わってきていまして、かなり減額になっております。これらは、1つは、対象者の方にはどのような説明をされているのか、その辺の軽減している取り扱いについて伺いたいと思います。

それから、県内の状況を見ますと、同じように軽減をされているわけですが、基準額がそれぞれ違いますので、金額もそれぞれ違うというふうになっていきます。私は、この所得の低い方の保険料については積極的に見直しをしていくということが必要だというふうに思いまして、県内の他の自治体を見てみますと、所得段階が、当組合は9段階になっているんですけれども、これが10段階、11段階というふうになっている自治体も結構あります。こういう自治体の、第1段階、第2段階の保険料を見ますと、かなり低くなっているんですね。当然低くなるわけですから、それが目的のためにこの所得段階を増やすわけですから。そういう方向で検討していくべきではないかと。新年度、次期8期の計画もやっていくわけですが、そういう部分で検討する考えはないかということで伺いたいと思います。

議 長（山崎邦廣君）

岡田副管理者。

副管理者（岡田久君）

私は、2点目のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この9段階に設定しておりますのは、厚労省から国の方針として、1つは9段階というのを示されており、それに基づいてこの保険料を積算しているところでございます。ただ、11段階とか9段階よりも多い段階に設定しておられるというふうな自治体及び一部事務組合さんがおられるとするならば、その動向についても、それはやぶさかじゃないのではないかとというふうに思います。負担をなるべく一括りにしてどっと出すのではなく、実情に応じてやる

べきではないかなというふうに考えております。まさに、議員さんと共通するところもあると思いますが、ただ、一つは厚労省の方で9段階になった理由もまた紹介しなければならないのかなとも考えます。8期の計画を作るうえにおきましては、その辺りについても県なり国の方に問い合わせまして、実際どういうふうに決めているのか実情を調査して8期については考えてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議 長（山崎邦廣君）

小山田事務局長。

事務局長（小山田美恵子君）

1つ目の低所得者の方への軽減の関係で、税額を対象者の方に対してどのような説明を行っているのかということについてでございますけれども、5月の仮徴収の納付書を発送する際に、説明の文書を一緒に同封させていただいております。以上でございます。

議 長（山崎邦廣君）

高橋悦郎君。

議 員（高橋悦郎君）

まずその所得段階を増やした方がいいのではないかという件ですけれども、例えばここにですね、奥州市を見てみますと、当市の場合、第1段階は基準値に対して0.375%、で奥州市の場合はですね、0.325なんですね。さらに花巻市を見ましても0.325と。ここも11段階に設定しているところです。盛岡も11段階に設定しているんですが、第1段階は同じで、第2段階を引き下げていると。それぞれの自治体ごとにもっと色々な特徴があるんですけども、ぜひこういう他の例も参考にさせていただきながら、第1段階、第2段階、第3段階、この方の保険料をぜひ軽減を執行されてほしいと。何といたってもこの第3段階までは、住民税非課税という世帯でして、非常に厳しい、そういう世帯な訳でして、そこはぜひ第8期では検討していただきたいなというふうに思います。

それから、この軽減した分の財源については、2分の1が国と。4分の1が県と。そして残りの4分の1が各自治体というふうになっていまして、この自治体の4分の1の財源というのは、どういう財源になるんでしょうか。交付税か何かに参加とかそういうのはあるんでしょうか。確認してみたいと思います。

議 長（山崎邦廣君）

岡田副管理者。

副管理者（岡田久君）

高橋議員の1つ目のご質問にお答えいたします。奥州市では基準に対して0.325、率は様々であるんですが、第7期を決める際も、バランスの取れた9階層にしなければならないということで、ある程度の金額を比較しながら決定させていただいたところでございます。極端に各階層がバラバラになりますと、そこにはそれぞれどういうふうに至ったのか、極端な金額の変更があれば、ある意味では好ましくない。高ければ高い方がいい、安ければ安い方がいい、一律にはそうもいかないのかなというふうに思っております。そのバランスをどう取るべきかということで、ご提言をいただきました9階層を超えた階層についてどうあるべきかというのは、令和2年度の検討材料にさせていただくと同時に、厚労省も直前ある程度大枠が5月頃から出てくるんですが、実際1月にならないと情報が出て来ないという現実的な問題がございますので、これについてはある程度早めに調査しまして、そして2月なりの厚労省の正式なパーセンテージなりに対応していかなければならないものというふうに、ご質問いただいて考えたところでございます。よろしく申し上げます。

議 長（山崎邦廣君）

小山田事務局長。

事務局長（小山田美恵子君）

それでは私から、2つ目に問い合わせのありました各構成市町の方で負担している分についての財源でございますけれども、私共は構成市町の方から、その財源がどこから来ているのかという確認はしておりませんが、交付税に算定されているという話は聞いておりませんので、恐らく一般財源から捻出しているものではないかというふうに考えておるところでございます。

議 長（山崎邦廣君）

他に質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 (山崎邦廣君)

討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 (山崎邦廣君)

起立全員です。

よって、議案第9号令和元年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号及び議案第11号の提案理由説明

議 長 (山崎邦廣君)

日程第15、議案第10号令和2年度盛岡北部行政事務組合一般会計予算及び日程第16、議案第11号令和2年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計予算を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副管理者、岡田八幡平市副市長。

副管理者 (岡田久君)

それでは、議案第10号でございます。表紙を1枚お開きいただきまして、議案第10号令和2年度盛岡北部行政事務組合一般会計予算でございます。第1条、歳入歳出予算でございます。第1条、歳入及び歳出予算の総額をそれぞれ6億8,481万4,000円と定めようとするものでございます。第2条は、一時借入金、第3条については歳出予算の流用でございますが、記載のとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、議案第11号でございます。1枚お開きいただきまして、令和2年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計予算でございます。第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入及び歳出予算の総額をそれぞれ70億2,028万円に定めようとするものでございます。第2条は一時借入金、第3条につきましては歳出予算の流用についてでございます。記載のとおりとなっております。なお、内容につきましては、事務局長をしてご説明を申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

議 長（山崎邦廣君）

提案理由の説明が終わりました。

内容の説明を求めます。小山田事務局長。

事務局長（小山田美恵子君）

議案第 10 号令和 2 年度盛岡北部行政事務組合一般会計予算の内容をご説明申し上げます。

始めに、施設の現状及びし尿処理の状況についてでございますが、し尿処理施設は、昭和 62 年 10 月供用開始しておりまして、平成 10 年 3 月に浄化槽汚泥処理施設を増設しております。施設、設備とも年数経過とともに経年劣化が進行している状況にありますので、機器類の計画的な整備、更新に努めながら、し尿の適切な処理を行っているところでございます。

昨年度の「し尿等の処理のあり方検討会」の結果を踏まえまして、第一攪拌槽補修・清掃を行うことで延命化を図っていくということで、修繕に 4,950 万円、清掃業務委託に 1,151 万 1,000 円、合わせまして 6,101 万 1,000 円を予算計上するものでございます。

それでは、予算に関する説明書 4 ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書、総括の歳出合計でございますが、本年度予算額は 6 億 8,481 万 4,000 円といたしまして、前年度予算額と比較いたしますと、1 億 3,936 万 4,000 円の増、率にいたしまして 25.6% の増となっております。

増額となった理由でございますけれども、第一攪拌槽補修・清掃業務等に 6,101 万 1,000 円の増額、凝集沈殿槽汚泥掻寄機交換修繕に 2,453 万円、事務所建物の 1 階トイレを洋式化へ改修工事のために 249 万 7,000 円、介護保険事業の低所得者保険料負担軽減繰入金を前年度に比べまして、4,037 万 5,000 円増額したことが主な原因となっております。そのことから、それぞれの負担割合に応じて増額を見込んだ予算となっておりますのでございます。

6 ページをお開きください。歳入でございます。

1 款 1 項 1 目盛岡北部行政事務組合負担金は、4 億 3,912 万 9,000 円で、前年度比較で 1 億 1,197 万 9,000 円の増額を計上するものでございます。

主な理由といたしまして、し尿処理手数料が前年度と比較いたしまして 289 万 7,000 円の減と見込まれること、また、先程申し上げました、第一攪拌槽延命化に係る経費及びトイレの洋式化への改修工事等による増でございます。

2 款 2 項 1 目し尿処理手数料につきましては、汲み取り収集量が減少していることから、前年度比較 289 万 7,000 円を減として、1 億 7,591 万 2,000 円を計上するものでございます。

3款1項1目低所得者保険料軽減負担金、めくっていただきまして7ページになります。4款1項1目低所得者保険料軽減負担金につきましては、介護保険の第1号被保険者保険料につきまして、第1段階から第3段階の軽減に係る国及び県負担分でございます。

9ページをお開きください。歳出でございます。

1款1項1目議会費は、議会運営に係る経費でございます。

2款1項1目一般管理費、2,388万円の内訳は、組合運営に係る経常経費が主なものでございますけれども、13節使用料及び賃借料に、給与システム機器の更新とAED使用賃借料で40万8,000円の増、14節工事請負費におきまして、トイレの改修工事に249万7,000円を計上するものでございます。

11ページをお開きください。2款2項1目監査委員費は、監査委員2名の報酬等でございます。

3款衛生費、1項1目清掃総務費は、し尿処理業務に従事する職員の人件費が主な経費でございます。

12節委託料、49万3,000円は、新規事業でございますして、地球温暖化対策実行計画の策定業務委託料でございます。

2目し尿処理費でございます。こちらは前年度と比較いたしまして9,415万円の増となっております、計上予算額は4億6,215万8,000円でございます。

主な内容といたしまして、10節需用費でございますけれども、修繕料、7つの定期修繕に加えまして、新規修繕に、第一攪拌槽修繕業務4,950万円、凝集沈殿槽汚泥掻寄機交換修繕に2,453万円を、ローダータイヤ交換修繕20万8,000円の新たなもの3件を加えまして、1億5,730万9,000円とするものでございます。

12節委託料でございます。説明欄の一番上でございます、し尿収集運搬委託料及び手数料徴収委託料につきましては、収集運搬料の減少に伴いまして、前年度との比較いたしまして301万5,000円減の1億7,180万5,000円を見込むものでございます。新規といたしまして、次のページ、13ページになりますけれども、委託料の一番最後の項目になります。第一攪拌槽清掃業務委託料、1,151万1,000円を増額いたしまして、委託料計で、2億1,207万2,000円を計上するものでございます。

4款1項1目介護保険総務費、18節負担金、補助及び交付金でございますけれども、こちらは介護保険業務に従事している派遣職員の人件費負担金といたしまして、構成市町に対して交付するものでございます。

27節繰出金。こちらは、低所得者に係る介護保険料の公費負担分として前年度と比較いたしまして、4,037万5,000円増の9,295万8,000円を介護保険

特別会計へ繰り出しするものでございます。

続きまして、議案第 11 号令和 2 年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計予算について、内容をご説明申し上げます。

始めに、令和 2 年度は、平成 30 年度から始まった第 7 期介護保険事業計画の 3 年目、最終年度となります。

事業計画では、第 7 期計画期間中 3 か年の第 1 号被保険者からの介護保険料の総額を 36 億 4,401 万 4,000 円と定めまして、給付費の伸び等から、それぞれ各年度の保険料収納必要額を見込んでおります。最終年度の令和 2 年度では、12 億 7,506 万円を見込んでいただいております。

また、歳出においては、第 7 期計画期間、3 か年の標準給付費総額を、194 億 97 万 1,000 円と見込みまして、令和 2 年度の標準給付費額を 66 億 7,011 万 1,000 円と見込んでおりましたが、平成 29 年度より地域支援事業の中に総合事業が新たに開始されたことによりまして、平成 30 年度は完全移行となったことによる影響から、計画額より 4,156 万 2,000 円減の、66 億 2,854 万 9,000 円を予算計上するものでございます。

それでは、予算に関する説明書 6 ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書、総括の歳出合計でございますけれども、本年度予算額は 70 億 2,028 万円といたしまして、前年度予算額と比較いたしまして、2 億 4,245 万 9,000 円の増、率にいたしますと 3.6%の増となっております。

増額となった理由でございますけれども、介護給付費と地域支援事業費の増額が主な要因となっております。そのことから、国庫を始めとする公費負担や、支払基金からの負担についても、それぞれ負担割合に応じまして増額を見込んだ予算となっております。

8 ページをお開きください。歳入でございます。

1 款 1 項介護保険料につきましては、先程申し上げました様に、第 1 号被保険者の保険料収納必要額を、12 億 7,506 万円と見込みまして、この額から、低所得者に対する公費負担軽減額相当分を差し引いた額と、滞納繰越分保険料と合わせまして 11 億 8,360 万 1,000 円を予算計上するものでございます。

2 款 1 項 1 目盛岡北部行政事務組合負担金につきましては、給付費の増加分など、それぞれの負担割合に応じまして、総額 9 億 8,167 万 3,000 円を構成市町から負担いただくものでございます。

4 款国庫支出金から次のページ、5 款支払基金交付金、地域支援事業交付金につきましては、それぞれの負担割合に応じた額となっております。

6 款県支出金、2 項 4 目広域型在宅医療連携拠点運営支援事業補助金でございますけれども、県の補助事業を活用いたしまして、令和元年度より在宅医療・介護連携推進事業を実施しておりますが、県の補助は 2 か年のみでございます。

まして、昨年度、令和元年度は基準額の10分の10でございましたが、2年目の令和2年度は3分の2の補助率となっておりますことから、264万円を予算計上するものでございます。

11 ページをお開きください。8 款繰入金、1 項1 目介護給付費準備基金繰入金につきましては、第7 期計画で計画いたしました基金からの取り崩し分でございます。

8 款2 項1 目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、一般会計から介護保険特別会計への繰り入れとなっております。

続いて、13 ページをお開き願います。歳出でございます。

主な内容について、ご説明申し上げます。

最初に申し上げましたように、介護給付費で見ますと、昨年度の比較で、1 億7,433 万円程の増額をいたしまして、地域支援事業費では5,641 万3,000 円の増額が見込まれます。

1 款1 項1 目一般管理費は、前年度と比較いたしまして、1,280 万4,000 円の増額で、5,534 万3,000 円を計上しております。

令和2 年度は、第8 期介護保険事業計画策定年度でございまして、12 節に計上しております介護保険事業計画策定業務委託料418 万円と、介護保険のシステム改修委託料、こちらは令和3 年度にシステム改修がございまして、新たに1,279 万円を計上しておるものでございます。これが主な増額の理由でございます。

14 ページになります。1 款2 項1 目介護認定審査会費。こちらにつきましては、介護認定審査会に要する経費でございます。

15 ページをお開きください。2 目認定調査等費は、介護認定調査に要する経費となっております。

続きまして、15 ページから18 ページまでの2 款保険給付費及び3 款地域支援事業費でございます。こちら保険給付費と地域支援事業費につきましては、第7 期介護保険事業計画の最終年度でありますことから、計画値の範囲内で、実績に基づいてそれぞれのサービス内容の伸びを勘案して計上しておるものでございます。

18 ページをお開きください。3 款地域支援事業費、3 項3 目在宅医療・介護連携推進事業費、396 万円につきましては、県の補助事業を活用した在宅医療・介護連携推進事業に係る経費でございます。

19 ページをご覧ください。19 ページ、4 款基金積立金、1 項1 目介護給付費準備基金積立金でございますが、こちらは168 万6,000 円を見込んでおります。

以上で、令和2 年度介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

す。

◎議案第 10 号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

内容の説明が終わりました。

これより議案第 10 号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番、高橋悦郎君。

議 員（高橋悦郎君）

12 ページのですね、先程説明があったんですけども、地球温暖化対策実行計画策定委託料と。中身をお知らせください。

議 長（山崎邦廣君）

伊藤補佐。

事務局長（伊藤弘悦君）

今のご質問ですけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律がありまして、それで地方公共団体、また特別区にあります一部事務組合、当組合ですけれども、これが、策定が義務付けられているものでございます。策定期間は 10 年でございます。初めて作るものでございます。

議 長（山崎邦廣君）

高橋悦郎君。

議 員（高橋悦郎君）

昨今ですね、地球温暖化というのが国際的な大きな課題になっていまして、国連も SDG s という、持続可能な地球の環境を守ろうというようなことで進めているわけですけれども、恐らくそういう関係の法律の基での計画とは思いますが、何をどういうふうにする計画なのか本当は聞きたかったんですけども。後でも結構ですので、中身を、どういう計画なのかという具体的なものがあれば、後でも結構です。教えていただければと思います。

議 長（山崎邦廣君）

岡田副管理者。

副管理者（岡田久君）

答弁が非常に遅くなりまして申し訳ございませんでした。

金額的には、何百万という大きな額ではございません。と言いますのは、構成市町、いわゆる公共団体の計画では、各課にわたる計画となりますことから、かなりの委託料なりが発生してございますけれども、当組合においては、施設を対象として温室効果ガスの排出量、施設の排出量、まず現状把握をしまして、それで削減目標を設定して、実現化への取り組みをどうしていくべきかという、文書的には簡単なんです、取り組む場合非常に難しいものというふうに捉えてございます。それでもって、施設を新しくすると効果ガスもある程度削減になると思いますけれども、限られた施設の中でどうやって延命化をしながら、経費を掛けないようにしながらこの削減をしていくか、より知恵を絞っていかなければならないものというふうに思っております。なお、計画ができましたら議員各位に対しましては、計画書の方はご配布申し上げさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（山崎邦廣君）

他に質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。

これより、議案第 10 号を採決します。

議案第 10 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（山崎邦廣君）

起立全員です。

よって、議案第 10 号令和 2 年度盛岡北部行政事務組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

次に、議案第 11 号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番高橋悦郎君。

議 員（高橋悦郎君）

1 人で質問すると非常に恐縮なんですけれども、2 点伺いたいと思います。

当組合の介護保険事業は、非常に大きな予算でございます。今日は葛巻町長さんもいらしていますが、葛巻町さんの一般会計に匹敵するような、そういう大きな予算を今審議している訳でございます。

そういう中で、1 つは、11 ページになりますが、基金について伺いたいと思います。先程全員協議会の中でも基金の改めて説明をいただきました。ありがとうございました。現在進行している第 7 期の計画の中では、2 億円を基金取り崩して、介護保険事業に投入していくと。3 年間ですので、年間 6,600 万円程の基金を毎年取り崩して事業を運営していくというふうになっていました。しかし、先程全員協議会の説明を見ますと、この 7 期の計画が始まる時点での基金の残高より、現在の基金の残高が増えていると。実質的には。さらに、31 年度の決算、先程の補正予算を見ますと、さらにまた積み立てが増えていると。実際、31 年度末で、見込みで結構ですけど、この準備基金の残高がどれくらいになるのか、確認をしたいと思います。

それから、2 点目です。9 ページの保険者機能強化推進交付金という、新しい、これは 30 年からでしょうか。国が作った交付金です。私の捉えを簡単に言いますと、介護認定がきちっと進められるようにと、それがきちっと進められる自治体に対しては交付金を増やしますよというふうな交付金だと私は捉えています。30 年から既に受け取ってしまして、これは今度令和 2 年度から 2 倍の交付金になると。金額的に。どんどんこれは増えていくんですね。で、この使い道がまだ明確になってないと。当組合においては。31 年度の見通しで結構ですけど、どれくらいのこの交付金が積み上がるのかと。で、それをどういうものに使おうとされているかと。第 8 期に向けて検討したいというふうなことは八幡平市議会の答弁でも伺っていましたけれども、当組合としてはどうなのかっていうところも確認したいと思います。

議 長（山崎邦廣君）

岡田副管理者。

副管理者（岡田久君）

全員協議会で基金のあり方については、種々ご説明を申し上げたところでございます。それで、今年度末でどれくらいになるのかっていうのは、そこまでは積算をしてございませんので、残高の見込みについては、お答えはなかなか難しいものというふうに思っておりますが、ただ、従来、各期が始まります前に、第4期は別にしまして、基金を取り崩して3年間の見込みに充てると。それによって保険料をいかに負担軽減していくかというようなことで考えておるところでございまして、第7期についても2億円、総額を睨みながら2億円の取崩しを3年間でやっていこうというふうになってございます。高橋議員さんご指摘の、第7期よりも基金の額が増えているんじゃないかということに対しましては、いずれにしましても、令和元年度の予算の終点といいますか、3月決算、それから令和2年度の流れの中でどれくらいになるのかというのをさらに精査しながら見込みを立てて、そして基金をできれば取り崩して第8期の負担軽減に臨まなければならないものと、基本的にはそういうスタンスになってございますので、具体的に保険料につきましては議会の議決行為だというふうに認識してございますので、そこで改めてご説明を申し上げ、その基金の取り崩し状況についてはご理解をいただくように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

議 長（山崎邦廣君）

小山田事務局長。

事務局長（小山田美恵子君）

保険者機能交付金につきましては、基金の積み上げといたしますか、金額にいたしましては、643万2,000円になる見込みでございまして、使い道は30年度もそのまま積み立ててございますけれども、今現在構成市町と使い道について協議をしている最中でございまして、これは介護保険の認定の方だけではなくて、65歳以上の第1号被保険者の方々全員について関わるものでございます。詳しい内容につきましては、補佐の方から説明申し上げます。

議 長（山崎邦廣君）

伊藤補佐。

事務局長（伊藤純子君）

保険者機能強化交付金についての、評価の内容についてでございますが、先程、高橋悦郎議員が認定を適正にするための交付金というふうに捉えていらっしゃるということでございましたが、その認定の適正化も含めまして、内容

につきましては多項目にわたりまして、構成市町ごとに評価をされるシステムとなっております。当然、組合が関わっている部分、あとは構成市町が単独でやっている事業、地域支援事業、そういったものを含めて、全部評価指標に基づきまして評価されたものが交付金に反映するというようなかたちになっておるものでございます。その評価の仕方につきましては、今年度は第2回目、2年目になるわけですがけれども、来年度以降また新しい指標の方が今案として示されている内容となっております。以上でございます。

議 長（山崎邦廣君）

高橋悦郎君。

議 員（高橋悦郎君）

基金ですけど、先程全員協議会の中で説明いただいた令和元年5月31日現在の残高、これが3億3,560万というふうに説明がありました。これは、平成の30年分までと私は捉えたんですが、間違いでしょうか。31年分の積立金はここに入っていないと。そうなりますと、先程の補正予算で約7,000万円の補正が付いておりました。7,300万円ですか。この金額に7,300万円が足されたのが31年度末の基金の残高ということになるんじゃないでしょうか。その場合、この7期が始まる時点での基金と比べた場合、どうなるのかと。財政見通しで非常に大事なところですので、ただ余りましたということじゃなくて、こういう理由で2億円取崩す予定が、逆に基金が増えたということですので、やっぱり説明がきちっと欲しいと思います。そこをまず確認したいと。

それから、機能強化推進交付金ですけど、これは多分数千万のお金になっていくんじゃないかと思うんですが、ぜひ8期の計画においては、この保険料の軽減のための財源として検討していただきたいなというふうに思いますが、そこはいかがでしょうか。

議 長（山崎邦廣君）

岡田副管理者。

副管理者（岡田久君）

まず、基金でございますが、令和元年度については、その通りなんですが、私考えたのは、令和2年度の状況についてもある程度考えていかなければならないものというふうに考えて、そのような答弁をさせていただいたところでございます。財政見通しについては、そのとおりでございますけれども、いづれ先程の1回目のご答弁でも申し上げましたとおり、第8期の保険料を軽

減するために、基金の取り崩しはやむを得ないものとして考えておりますけれども、ただ具体的なその制度についてをどうしていくかということについては、その金額と厚生労働省の8期に向けての様々な情報が出てきますので、それを睨みながら、やはり取り崩す額については検討していくべきものというふうに捉えているところでございます。

それから、保険者機能強化推進交付金でございますけれども、これは目的がございまして、保険料の軽減に使えるかと言いますと、額的にはかなり面倒ではないかなというふうに考えてございます。これを事業に使っていくために、平成30年度においては765万5,000円ですか。元年度においては643万2,000円というふうな概算額が出てきて、今度令和2年度の当初予算においても、見込みを見ているところでございますが、これを保険料に結び付けるためには、かなりの事業の展開がある程度制限されてくるべきものというふうに思っております。また、保健福祉事業に充てるというふうなこともございまして、これを具体的に進めるためには、条例改正も伴ってまいりますので、令和2年度の議会におきまして条例改正をし、さらにこの地域支援事業については、8期に向けて事業そのものについて整備をして参りたいというふうに考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（山崎邦廣君）

高橋悦郎君。

議 員（高橋悦郎君）

ちょっと確認ですけれども、その推進交付金、30年度分も31年度分も使わないでそのまま貯めておいていると。これは、年度末どういう処理になるのでしょうか。繰越金ということで、それが基金の方へまた入っていくお金になるのか、どういう取り扱いになっていくのでしょうか。確認したいと思います。

議 長（山崎邦廣君）

岡田副管理者。

副管理者（岡田久君）

すみません。私も用語が分からないもので、お聞きしながら答弁しているんですが、今現在は、介護保険の準備基金の方に繰越金と一緒に入っております、その金額の中できちっと区分けして基金で管理しておるところでございます。

そして、目的とすれば各構成市町のそれぞれの事業に対する補填というか、

そういうものに考えていかなければなりませんし、厚生労働省は色んな制度が新しくなりますけれども、作った時は、これはあまり国を悪く言うつもりはないんですけれども、長い年月の変遷の中においては、率が変わらなければならぬんですけれども、これが3年ないし5年になって、給付額といいますか、その交付金が、変動が出てきますが、事業そのものはやはり長い目で見て行かなければならないということで、この金額を保険料の方に充当するというよりは、事業の方に充当し手厚い支援をしていくことが、制度にかなっているものというふうに認識をしておるところでございます。

議 長（山崎邦廣君）

他に質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（山崎邦廣君）

起立全員です。

よって、議案第11号令和2年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

16時25分まで休憩いたします。

（休憩 16：13）

（再開 16：25）

◎発議案第1号及び発議案第2号

議 長（山崎邦廣君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

休憩中に、発議案第1号、発議案第2号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、第2として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長（山崎邦廣君）

異議なしと認めます。

よって、発議案第1号、第2号を日程に追加し、追加日程第1、第2として議題とすることに決定しました。

議事日程及び議案書を配付いたします。

(議事日程及び議案書の配付)

議 長（山崎邦廣君）

追加日程第1、発議案第1号盛岡北部行政事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番工藤隆一君。

議 員（工藤隆一君）

盛岡北部行政事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。提案理由、議員の日当について、所要の整備を行おうとするものである。これが、この議案を提出する理由であります。

内容についてですが、次のページをお願いいたします。現行の費用弁償のところの日当、1,100円。こちらの方を削るということでございます。以上で内容説明を終わります。

議 長（山崎邦廣君）

提案理由の説明が終わりました。

これより発議案第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。
これより発議案第1号を採決します。発議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（山崎邦廣君）

起立全員です。
よって、発議案第1号盛岡北部行政事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議 長（山崎邦廣君）

次に、追加日程第2、発議案第2号盛岡北部行政事務組合管理者の専決処分事項の指定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
6番工藤隆一君。

議 員（工藤隆一君）

盛岡北部行政事務組合管理者の専決処分事項の指定について。提案理由、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項のうち、盛岡北部行政事務組合管理者において専決処分できる事項を指定し、事故の事後対応の迅速化を図ろうとするものである。これが、この議案を提出する理由であります。

内容については、法第292条において準用する法第96条第1項第12号及び第13号に規定する法律上盛岡北部行政事務組合の義務に属する損害賠償額が一件につき50万円を超えない額を定めること、これに伴う和解及び調定に関することとさせていただきます。以上で説明を終わります。

議 長（山崎邦廣君）

提案理由の説明が終わりました。
これより発議案第2号について質疑を行います。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 (山崎邦廣君)

質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 (山崎邦廣君)

討論なしと認めます。

これより発議案第2号を採決します。発議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 (山崎邦廣君)

起立全員です。

よって、発議案第2号盛岡北部行政事務組合管理者の専決処分事項の指定については、原案のとおり可決されました。

◎閉会・閉議の宣告

議 長 (山崎邦廣君)

これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

以上をもちまして、令和2年盛岡北部行政事務組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

(閉会 16:32)